

平成30年度 第1回 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会 会議録

日 時	平成30年7月20日(金) 午後1時30分から午後4時00分
会 場	芦屋市役所東館3階 大会議室
出席者	<p>会 長 平野 隆之</p> <p>委 員 北村 孝一, 川部 博子, 倉内 弘子, 藤川 喜正, 脇 朋美, 針山 大輔, 三芳 学, 杉江 東彦, 安達 昌宏</p> <p>欠席委員 長城 紀道, 宮崎 睦雄, 園田 伊都子</p> <p>委員以外 芦屋市社会福祉協議会 三谷 百香 三田谷治療教育院 和泉 陽子 山の子会 吉岡 百々代, 若林 伸和, 楠 正暢</p> <p>事 務 局 福祉部地域福祉課 吉川 里香, 鳥越 雅也, 山川 尚佳, 宮本 ちさと, 片岡 睦美, 横道 紗知</p> <p>関 係 課 福祉部生活援護課 宮本 雅代</p>
会議の公表	<p><input type="checkbox"/> 公 開                      <input type="checkbox"/> 非公開                      <input checked="" type="checkbox"/> 部分公開</p> <p>&lt;非公開・部分公開とした場合の理由&gt;</p> <p>配慮を要する内容を含むため議題(3)のみ非公開とする。</p>
傍聴者数	0人

1 議題

- (1) 自立相談支援事業における平成29年度の実績報告及び平成30年度の取組について
- (2) 就労準備支援事業における平成29年度の実績報告及び平成30年度の取組について
- (3) 地域まなびの場支援事業について
- (4) その他

2 資料

事前資料

- 事前資料1 平成29年度 芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書(案)
- 事前資料2 平成30年度における自立相談支援事業の取組
- 事前資料3 総合相談窓口での相談受付体制等について(平成30年度変更案)
- 事前資料4 平成30年度における就労準備支援事業の取組
- 事前資料5 生活困窮者自立支援法について
- 事前資料6 芦屋市高浜町1番「社会福祉複合施設」
- 事前資料7 平成30年度における地域まなびの場支援事業の取組

当日資料

次第

芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱

芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会委員名簿

### 3 審議経過

(平野会長)

法改正や新たな事業の開始など芦屋市の環境が変わりつつありますが、法改正では任意事業の積極的な実施を進める内容が盛り込まれる予定ですので、現在の課題を踏まえながら協議を行っていきたいと思います。

それでは、事務局より報告をお願いします。

(社会福祉協議会 三谷)

平成29年度芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書(案)(事前資料1)について報告

(平野会長)

10ページ及び11ページに成果として挙げている「生活物品等ゆずりあいネットワーク」と「ひとり一役活動推進事業」について実績はどのようになっていますか。

(社会福祉協議会 三谷)

どちらも社会福祉協議会が受託しておりますが、現在詳細な資料を持ち合わせおりません。

「生活物品等ゆずりあいネットワーク」に関しては、地域発信型ネットワークの中で専門職が出席する地域ケアシステム検討委員会に課題として提案し、具体的に事業化された事業です。支援者が必要な物品があれば協力してくださる方に呼びかける仕組みであるため、ピンポイントでのマッチングが難しいことが課題です。

(平野会長)

提供される数はどれくらいあるのですか。

(協委員)

冷蔵庫や洗濯機など物品数としては30件以上あると思います。

(平野会長)

地域発信型ネットワークは地域課題を協議する場ですが、高齢者の課題が中心に議論されていますので、「生活物品等ゆずりあいネットワーク」の取組を進めることで、生活困窮者の課題を地域課題に結びつけることができれば良いと思います。その取組の中で、課題や成果が見えてきたのであれば、地域発信型ネットワークのみで共有を行うのではなく、生活困窮者自立支援制度の課題や成果としても捉え、報告書に記載していただけたらと思います。

社会福祉協議会側に集まった物品の管理はどのようにしているのですか。

(社会福祉協議会 三谷)

生活物品等ゆずりあいネットワークは、支援者が必要とする物品の情報と、協力者からの物品提供の情報を、社会福祉協議会が集約しマッチングする仕組みであるため、原則物品の保管はしておりません。やむを得ず、社会福祉協議会で預かる場合もありますが、業務や活動に支障のない範囲で行っています。

(平野会長)

「ひとり一役活動推進事業」は、生活困窮者にとって中間的就労の前段階として、社会参加のきっかけとして活用しているという認識でよろしいでしょうか。

(社会福祉協議会 三谷)

「ひとり一役活動推進事業」は、平成29年度末時点で123人が登録し、24か所の受入機関で活動をされています。相談員としては、生活困窮者がこの事業に参加することをきっかけに、社会とつながっていただく目的で、まずは相談員同行により活動に参加していますが、相談員と同行であれば参加できても1人では活動に参加できない方が多く、なかなか自立には結びつかないといった状況があります。

(平野会長)

生活困窮者のうちボランティアに参加しているのは何名ですか。

また、ボランティアから就労につながった事例はありますか。

(社会福祉協議会 三谷)

ボランティアに参加しているのは3名程で、ボランティア活動から就労につながった事例はありません。一人で新たな人間関係を築くということが難しく自発的な活動につながりにくい状況です。

(平野会長)

ボランティア活動に参加の方がひとり一役活動に参加する生活困窮者のサポートを行うという関係性にはなりませんか。

(社会福祉協議会 三谷)

ボランティア活動のひとつとして活動している「まごのて」では、「まごのて」協力員と生活困窮者や生活困窮者同士など人間関係が構築されているように思いますが、「まごのて」に参加するのは相談員が同席していることが前提であるため、「まごのて」で人間関係をつくることのできたことで次の段階に進もうという動機づけにはなり得ていないように感じます。

(平野会長)

毎回、相談員が居場所に同行することは限界があるため、社会福祉協議会が様々な事業を積極的に受託している強みを生かして、生活困窮者の課題を社会福祉協議会全体の課題として受け止め、各事業が連携して支援を行うことができるよう、内部の環境づくりができることが、行政が社会福祉協議会にこの事業を委託した意義にもなるかと思えます。

(社会福祉協議会 三谷)

全国社会福祉協議会から各市社会福祉協議会向けに、生活困窮者自立支援の推進方策が打ち出され、自立相談支援事業を基盤に各事業が連携して地域福祉をつくり上げていく方向性が示されました。ご指摘いただいた内容も踏まえて、今後の課題を内部で協議したいと思います。

(平野会長)

6ページに生活援護課からつながった件数が6件とありますが、生活援護課に相談があった中で、生活保護の受給に至らなかった人の割合について教えてください。

(関係課 宮本)

平成29年度の相談実績は、申請を目的としていない制度に関する問い合わせを含めて約400件あり、そのうち約100件が申請し、途中で預貯金が見つかった等のケースを除いてほとんどが受給となりました。申請に至らなかった300件のうち、生活保護の基準を満たさないが、支援を行うことで自立できると感じたケースを生活困窮者自立支援制度につないでいます。

(平野会長)

申請に至らなかった300件の中には軽微な問い合わせを含んでいるため、一概にあてはめることは難しいと思いますが、全国的な傾向を見ても、生活援護課の窓口から生活困窮者自立支援制度につなぐことのできるケースが、さらにあるのではないのでしょうか。生活援護課の窓口と生活困窮者の窓口が、立地的に離れていることから、生活援護課職員が案内をしても、実際には相談に行かないということもあるかと思いますが、現在は生活保護基準ではないが、今後生活保護の受給が見込まれるケース等、生活困窮者自立支援制度の支援が必要だと感じるケースは、積極的につなぐ環境ができれば良いと思います。例えば、生活援護課のケースワーカーにご協力いただき、自分が相談を受けた中で生活保護の申請に至らなかった方が抱えている課題を分類し、共有することを通じて社会福祉協議会と連携するきっかけにすることも一つの手段であると思います。

(針山委員)

支援が中断となる要因の「就労の動機づけが難しい」という課題について相談者に共通した特性はありますか。

(社会福祉協議会 三谷)

明るい将来像は描くことができるが、その将来に向けた目の前の課題を認識することが難しい方や、具体的なプランの作成や課題整理を行っても課題の認識ができない方など、程度は様々ですが、一般的に発達障がいに見られる特性と似ていることが多いと感じています。

(針山委員)

相談員が活動の付き添いに同行することは、相談者に特性があることが主な理由でしょうか。例えば、相談員ではない方に同行をしてもらうことは難しいですか。

(社会福祉協議会 三谷)

相談者にとって、相談員は「自分を受け入れてくれる居心地の良い環境」であるため、信頼関係が築けています。しかし、その他の人も同じように受け入れることは難しいと考えております。また、地域は自分を受け入れてくれる環境ではなく、周囲の方から就労に関する発言があるのではないかというプレッシャーから、コミュニケーションや人間関係の構築が難しくなるようです。

(平野会長)

8ページ図表2-3に記載のある今年度中断となった12名のうち、人間関係を構築するのが困難な人の割合はどれくらいですか。

(社会福祉協議会 三谷)

ほとんど全員です。

(平野会長)

中断後に生活保護受給となったケースはありますか。

(社会福祉協議会 三谷)

中断になる方の多くは、親が資産を持っているため経済的には安定している社会的孤立であるケースです。本人が就労していなくても経済的に問題がないため、就労への動機づけが非常に難しく、就労の話ができない面談も少なくありません。

(平野会長)

民生委員活動の中で社会的孤立の方への支援について話し合うことはありますか。

(倉内委員)

社会的孤立の方に関わらず、話を聞いてほしいという方は多くおられ、長時間話を聞くことがあります。たわいない話を聞いてほしいという方が多いように感じます。

(平野会長)

芦屋市では発達障がいに関する相談員への研修や取組はどのようなものがありますか。

(三芳委員)

障がい者基幹相談支援センターの相談員は日頃から様々な研修に参加しているほかに、毎年、民生児童委員協議会の定例会で講演を行っています。

(平野会長)

今後の発達障がいの方に対する支援について予定されている取組はありますか。

(事務局 吉川)

児童の発達障がいについては多くの相談があり、他には大学生活や就職がうまくいかないといった、社会的孤立となる前の状態の方の相談もあります。三田谷治療教育院が、発達障がいの支援に関する専門機関である「ひょうご発達障害者支援センタークローバー 芦屋ブランチ」として、障害福祉課と障がい者相談支援事業の三者で定例会の会議を行い、支援について共有、検討する場を設けておられます。現在は、個別の課題を積み上げている状況であると認識しています。

(針山委員)

高齢者生活支援センターでは、支援を行っている高齢者の他に、ご家族に発達障がいの特性をもつ方がおられることがあるため、研修を行っています。

(平野会長)

生活困窮者自立支援制度の施行前に、困窮になる要因を調査したところ、発達障がいに関する課題や家計管理に関する課題が多く挙げられました。これらの課題に対して自立相談支援事業だけで検討を行うのではなく、関係機関と連携し、支援できるような仕組みづくりを考えていかなければならないと思います。

それでは、議事の順番と異なりますが、先に就労準備支援事業の平成29年度の実績報告をしていただいてから、各事業の今年度の取組について説明をお願いいたします。

(三田谷治療教育院 和泉)

平成29年度芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書(案)(事前資料1)について報告

(平野会長)

16ページの図表3-2について、自立相談支援事業からの紹介が53%ということは、自立相談支援事業以外からつながったケースが大幅に増加したということですか。

(三田谷治療教育院 和泉)

成果に記載をした会議に出席することで、多くの関係機関から就労準備支援事業につながっております。

(平野会長)

就労準備支援事業を利用するための支援を15ページ図表3-1にある21件全てに行っているということでしょうか。

(三田谷治療教育院 和泉)

図表3-1は事業利用見込みの有無に関わらず、相談を受けた件数を全て計上しており、就労準備支援事業を利用するための支援を行っている件数は16ページ図表3-3「就労準備支援事業利用につながる可能性のある人」の4件です。

(平野会長)

図表3-3「就労準備支援事業利用が見込まれたが他制度につながり現在も支援継続中」の9件は、就労準備支援事業を目的としていないが支援を行っている件数ということでしょうか。

(三田谷治療教育院 和泉)

この9件は当初就労準備支援事業を利用するために支援を行っていましたが、支援を行う中で、障がい者手帳の取得等により、就労準備支援事業の利用する見込みがなくなったケースです。しかし、既に信頼関係が構築されていたため、自立相談支援事業を終えても継続して支援を行っています。

(平野会長)

就労準備支援事業は利用開始までに時間がかかることが課題とされている中で就労準備支援事業につながる見込みのない方まで就労準備支援事業の一環で支援を行う必要はあるのでしょうか。障がい者手帳を取得した場合、就労準備支援事業から阪神南障がい者就業・生活支援センターが支援することになるとと思いますが、どちらも同じ法人であるため、緩やかに捉えて支援を続けているということでしょうか。

(藤川委員)

相談者と就労準備支援事業の担当者の今までの関係性を重視し、阪神南障がい者就業・生活支援センターへつながったから直ちに、関係を切るということはずせず、継続して支援を行っています。

(平野会長)

就労準備支援事業と阪神南障がい者就業・生活支援センターを明確に分けることは難しいと思いますが、国が就労準備支援事業に求めている効果の規模からすると、芦屋市の就労準備支援事業の利用件数は非常に低い状態ですので、就労準備支援事業を利用するための支援や法人で行っている他の事業のあり方について精査し、整理した方が良いと思います。

生活保護と生活困窮者自立相談支援事業の連携や社会福祉協議会の事業同士の連携、三田谷治療教育院内の事業の区別など複数の事業が関連する課題が様々な方面から課題として挙げられました。法人内や関係機関と協議を行い、連携に取り組んでいただけたらと思います。

報告の中に、若者相談センターアサガオが関わっている例もありましたが、何かご意見ありますか。

(杉江委員)

それぞれの事業の報告を聞いていると課題が複合的なケース等対応が難しいケースが多く、地域性として本当に困ってからでないかと相談に来ないという方が多いのではないのでしょうか。

(平野会長)

もう少し早く自立相談支援事業に来て良い人がカバーされていないのではないかとのご意見ですが、いかがでしょうか。

(社会福祉協議会 三谷)

相談を受ける中で、もう少し早く相談に来てくれたらというケースは多く、そのため、今年度は周知・啓発を積極的に行い、各相談窓口への働きかけのほかに新たな分野や業種についても働きかけを行いたいと思っております。

(平野会長)

それでは、今年度の自立相談支援事業の取組について説明をお願いします。

(社会福祉協議会 三谷)

平成30年度における自立相談支援事業の取組（事前資料2）及び総合相談窓口での相

談受付体制等について（平成30年度変更案）（事前資料3）説明

（平野会長）

平成29年度芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会での、総合相談窓口と自立相談支援事業の区別に関する議論を踏まえて、今回改変となりました。

定例支援調整会議に出席する方はどのような人でしょうか。

（社会福祉協議会 三谷）

地域福祉課職員と自立相談支援事業の担当者、就労準備支援事業の担当者と構成されています。今後、地域まなびの場支援事業が開始されましたら、そちらの事業の担当者にも参加していただく予定です。

（平野会長）

ありがとうございます。

続いて就労準備支援事業の今年度の取組について、若者相談センターアサガオとの連携も触れながら説明をお願いします。

（三田谷治療教育院 和泉）

平成30年度における就労準備支援事業の取組（事前資料4）について説明

（平野会長）

若者相談センターアサガオとの連携について、杉江委員からご意見はありますか。

（杉江委員）

親の会は毎月1回開催し、高校生や大学生をはじめ40代の方にも参加していただき、好評をいただいております。参加者の特徴としては心療内科や精神科に通院されている方が多いため、臨床心理士や教育アドバイザーの方にボランティアで来ていただきながら、今後も積極的に進めていきたいと考えております。

（平野会長）

大学で開催する社会的孤立に関するセミナーを開催するにあたり、引きこもり支援を行っている企業や団体に話を聞く機会がありますが、当事者の話を聞いていると集まっている人の中で、自分と同じような生きづらさを感じている人がいればわかると話していたのが印象的でした。同じ経験があるからこそ関わることのできることもあるのではないかと思います。

（3）地域まなびの場支援事業について

（事務局 山川）

生活困窮者自立支援法について（事前資料5）説明

（山の子会 若林）

芦屋市高浜町1番「社会福祉複合施設」（事前資料6）及び平成30年度における地域まなびの場支援事業の取組（事前資料7）について説明

（事業について協議）



(平野会長)

各事業が成功することを期待したいと思います。

(4) その他

(事務局 吉川)

本日いただいたご意見を参考に関係機関と更に協議していきたいと思います。

なお、第2回目の開催を2月頃に予定しており、各事業の進捗状況などを報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(平野会長)

それではこれで議事を終わります。

閉 会